

第36回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和2年7月13日（月）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）鹿子木康（委員長）、安斎康史、伊藤栄紀、遠藤東路
尾形次雄、佐藤みゆき、千葉和彦、堀切豊
矢部良二、山崎暁彦、吉成宣子（五十音順、敬称略）

（説明者）柴山民事首席書記官、木村刑事首席書記官
安川簡裁庶務課長、細井事務局長、渡邊事務局次長
船山地裁総務課長、山岸地裁会計課長、今野広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介（敬称略）

安斎康史、佐藤みゆき、矢部良二

(2) 前回委員会（テーマ：福島地裁における要配慮者への対応について）以降の取組の報告

（説明者）

前回委員会で委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえ、以下の三点について改善をした。

一点目は、各階案内図について、現在の表示位置のほか、車いす利用者の視線に合わせた、より低い位置にも表示をした。

二点目は、各階案内図の表記が日本語のみであったところ、日本語表記の脇に英語表記のシールを貼り、外国人来庁者にも分かりやすいものとした。

三点目は、地下1階休養室の照明及び空調のスイッチの位置について、車いす利用者の利便を考慮し、より低い位置に付け替える工事を実施した。

その他、手続説明用パンフレットに英語表記がないとの御指摘については、機会をみて最高裁に英語表記の希望を伝えることを検討する。また、多目的トイレの介助シートの位置がおむつ交換台として使用するには設置位置が高いのではないかとの御指摘については、改めて用途を確認したところ、おむつ交換台としてだけではなく、車いす利用者の方が着替え等をするために介助シートに横になるといった用途もあり、それに適した高さとなっていることが確認できた。さらに、傍聴席の車いすスペースからの視認状況に関する御指摘については、近日中の設備改修は難しい状況であり、当面は、裁判の進行を把握しやすいよう、大きめの声で訴訟進行を行うなど、可能な範囲で対応することになる。

(3) テーマ「新型コロナウイルス感染症への対応」

ア 概要説明

(ア) 総務課

緊急事態宣言等を受けた業務の基本的考え方、業務継続・業務縮小の状況、業務再開の概要、裁判所全体での感染拡大防止の取組及び業務継続・縮小に関する広報について説明した。

(イ) 刑事部

裁判員裁判を中心に刑事裁判に関する感染拡大防止措置について説明した（選任手続、公判期日及び評議における換気の実施及び社会的距離の確保、傍聴希望者及び訴訟関係人に対するマスク着用要請、法壇上へのアクリル板の設置等）。

(ウ) 民事部

争点整理手続での感染拡大防止措置について説明した（審理時間短縮，広い部屋の利用，電話会議の利用，ウェブ会議の利用等）。

(エ) 簡裁

手続案内における感染拡大防止措置（入口ドアの開放，机上へのシールド設置，換気の実施等）及び調停手続における感染拡大防止措置（換気可能な部屋を使用，社会的距離の確保，入室人数の制限，待合室における対策等）について説明した。

イ 庁舎見学及び説明

1階（エレベーター前，南側玄関，調停室，手続案内室），2階（206号法廷），5階（第1会議室），3階（評議室）の順に，庁舎見学及び各箇所における感染拡大防止措置についての説明を行った。

(4) 意見交換の要旨

ア 「裁判手続の迅速な実施」という裁判所の責務と期日取消等の感染拡大防止措置とのバランスについて

（委員長）

他の公的機関ではどのような業務態勢を採られたのかについて御紹介いただきたい。

（委員）

福島県においては，在宅勤務や時差出勤の態勢を早急に整え，イベントや行事を延期し，オンライン会議を行うなどして，接触を避けることに配慮しつつ，業務自体は滞りなく行った。

（委員）

消費生活センターについては，在宅勤務の推進（出勤職員5割を目標）という県の方針を受け，4月22日からは来所相談を休止し，電

話相談のみの対応とし、相談員の出勤者を減らすこととした。通常は11人の消費生活相談員がシフト制により午前9時から午後6時30分までの時間帯に対応しているが、相談担当責任者の意見を聴いた上で7名まで減らした。ただし、相談時間は短縮していない。来所相談を休止したことについてはホームページ等により周知した。6月15日からは、引き続き在宅勤務の取組は継続しつつ、出勤人数を増やした上で来所相談を再開した。

(委員)

被疑者の身柄を拘束していない在宅事件については、取調べや処分を一時保留し、身柄事件については、粛々と進めるものの、県外にいる参考人などの取調べについては、こちらに出頭を求める、又はこちらから出向く真の必要があるかを見極めるという方策を採っていた。

執務態勢については、在宅勤務を採用し、基本的には入れ替え制で週の半分程度は在宅勤務という態勢を採っていた。感染拡大防止策として、段ボールのシールドを取調室に設置し、取調後に机を拭く、換気をするといった取組をした。来庁者に対する検温、マスク着用、手指消毒の徹底といった取組も行った。このような取組の中で、例えば、書類に指印を押捺させた場合に、それを触ってよいのかという問題はあった。また、検察官は協働執務室という大部屋で仕事をしていたところ、緊急事態宣言下の状況では、感染者を限定するとの趣旨で、個室で執務するということにしていた。現在はまた元の態勢に戻している。

(委員長)

県内企業の対応について御紹介いただきたい。

(委員)

福島県中小企業団体中央会の会員である企業については、在宅勤務ができるような環境にないところがほとんどで、おそらく若干の時差

出勤や交代制といった対応をとり、通常時より少ない人数で業務に当たったというのが実態だと思う。今後、第二波が来た場合に備え、リモート化などの環境整備を考えなければいけないと思う。また、県の休業要請を受けた旅館やホテルなどは、3月から5月は売上げが前年比10パーセントにも満たないというところもあったようで、本当に大変な状況だったと聞いている。

(委員長)

裁判所の利用者という立場から、千葉委員においては裁判所の業務縮小態勢について、どのようにお感じになっていたか。

(委員)

今回の業務縮小や期日取消しについては、弁護士会を通じて事前のアナウンスをしていただいたことにより、期日前の当事者との打合せ等を延期することができ、非常に助かった。今後、第二波が生じ、同様に業務態勢の変更が生じる場合には、早めにお知らせいただきたい。

弁護士法人のようなある程度の規模の事務所については、デジタル化が進み、テレワークができているところもあるようだが、私の事務所のように弁護士が一人のみといった事務所については、記録が書類で事務所に保管してあり、テレワークは困難な状況だったと思う。

(委員長)

同じく利用者である司法書士の立場として、業務縮小等について、どのようにお感じになっていたか。

(委員)

司法書士会の会員においては、それぞれの事務所での対応だったが、会の組織としては、会員及び一般の方に対し、事務局への来所を控えていただきたいとの告知をし、事務局機能を維持するよう注意を払っていた。また、会長の対外業務を他の者が代理で行う、相談業務につ

いては、面談での相談を一時中止し、電話相談、ウェブ相談に切り替えるなどの対応をした。なお、自粛要請の影響なのか相談件数は顕著に少なかったように思う。

庁舎見学の感想として、段ボールの衝立てやビニールシート等は感染拡大防止に有効とは思っているものの、これ自体は除菌されているのだろうかということを感じた。それから、感染者判明後の追跡という点で、職員・来訪者の検温や滞在時間の記録化などによりデータを把握しておくことが有用なのではないかと思う。

(委員長)

裁判所の業務縮小時の事務処理態勢について、問題点等の御指摘があれば伺いたい。

(委員)

コロナ禍の中で裁判所の業務縮小はやむを得ないかと思うが、延期した期日については、日程を詰めるなどにより、できるだけ円滑に終了させる努力をしてほしい。弊社の状況については、行動自粛により取材するイベントがほとんどなくなり自然と業務を縮小せざるを得ないという状況が続いた。また、密を避けるため、一部の記者には自宅で原稿を書いてもらうという対応もしていた。

(委員)

裁判員裁判について、評議時間の効率化という点での対策はあるのか。

(説明者)

評議時間の効率化については、新型コロナ対策として特別考えているところはないが、公判前整理手続での争点整理により、分かりやすい具体的な評議ができるように法曹三者の中で努力されているのだと思う。一般職としては、評議室の換気、席同士の間隔を空けるなどの

対応により、裁判員の方に安心感を持っていただけるよう気を遣っている。また、部屋が広くなることで生じる話しづらさについては、裁判体に評議の進め方を工夫していただくということになるかと思う。

(委員)

地下1階の道交待合室で調停を行った際に、控室から調停時の声はかなり聞こえる状況があった。これについては対応いただいたが、新型コロナウイルス対策のため部屋の変更をする場合には、このような点も考慮していただきたい。

(委員長)

裁判手続の遅れを取り戻すという点において裁判官として感じている点があればお願いしたい。

(委員)

当事者の安全も考えながら遅れを取り戻していくというところでは、具体的な方策は現在検討中であるが、できるだけ少ない期日で、一回の期日にかかる時間も短くして、なおかつ質も落とさない充実した審理の進め方があるのではないかと考えている。このためには充実した事前準備ということが前提になる。

(委員長)

現在、IT化でウェブ会議を今年度中には福島地裁でも開始をする準備をしているところだが、これを活用して、例えば、遠方の弁護士が裁判所に来庁しなくとも画面で顔を見ながら議論することができるので、より柔軟な期日の指定等も可能になると思われる。今後については、そうした方策も活用しながら、より充実した争点の整理を迅速に進める工夫をしていきたいと考えている。

イ 裁判所の現在の感染拡大防止措置の適否について

(委員)

裁判所の感染拡大防止措置については、やれることはやっているという印象で、このような対策を採っていることの周知，特に裁判員候補者に対する事前の情報提供が大切なのではないかと思う。また，傍聴席数を減らしているという説明があったが，記者席はどうなっているのか。

(委員長)

まず，裁判員の方々に対する情報提供については，今回の裁判員裁判の選任手続の10日程前に，裁判所での感染拡大防止策を情報提供し，安心してお越しいただきたい旨案内する文書を送付している。また，6月末頃に報道機関の方々をお招きして，今回の裁判員裁判で予定している感染拡大防止策を，裁判員候補者待合室，評議室，法廷を記者の方々に見ていただき，記事に書いていただいた。こうしたことによって裁判所の採っている方策を県民の皆様にもお知らせする努力を行っていきたいと思っている。

記者席については，用意している17席に間を空けてお座りいただきつつ，それ以外の一般傍聴席にも適宜お座りいただくようお願いしているが，傍聴券交付を抽選で行う事件については，一般傍聴席にお座りいただけないので，その場合には17席の記者席に詰めてお座りいただくようお願いしている。

ウ 裁判所の期日取消等の対応についての周知方法及び内容の在り方について

(委員)

消費生活センターにおける来所相談休止の広報については，県のホームページに掲載したほか，消費生活相談に関する窓口を新聞社に案

内いただくときにその旨を掲載していただいた。また，県で新型コロナ対策本部を立ち上げており，そちらでのいわゆるガイドブックには掲載していた。

(委員)

感染拡大防止策の情報提供については，大学においても遠隔授業を行うなど学生向けにホームページで周知するなどしていたが，それも周知しきれていないところがあり，なかなか難しいところはあると思う。

5 次回（第37回）開催について

(1) 日時

令和3年2月8日（月）午後1時15分とすることです承された。

(2) テーマ

民事調停手続の利用促進について

6 閉会